

皆様に、最新の**労働災害情報**をお届けしています！

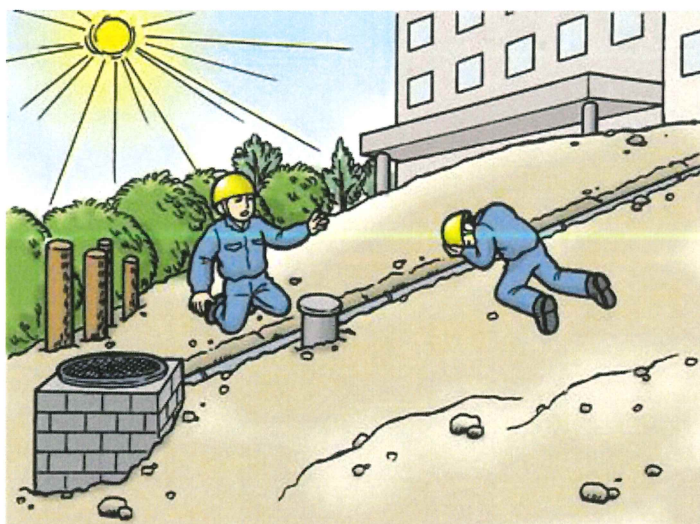
災害発生情報 No.166

令和8年8月

筑西労働基準監督署 安全衛生課

当署管内で発生した労働災害情報をお届けしています。各事業場の安全衛生活動にご活用下さい。

業 種	土木工事業	経験年数	10 年	年 齢	50 歳代
発生年月	令和8年7月		発生時刻	16 時台	
発生状況	作業現場は WBGT 値 31 度以上の屋外作業場所であった。 作業終了後、工事現場から事務所に戻ったが、事務所内にて嘔吐等の症状が現れ、 救急搬送された。搬送先の病院にて、熱中症と診断された。				
負傷の性質／部位	暑熱な場所における業務による熱中症/その他の一般的 傷病		休業見込期間 若しくは死亡	4 日	



(イメージ図)

職場のあんぜんサイト事例 No.100539 より)

1 原因

- ・熱中症の疑いがある症状を見逃した可能性があること。

2 対策

- ・安全衛生教育等により熱中症の自覚症状、他覚症状を作業者に周知させ、熱中症の症状の悪化を防止するために必要な措置が取られるようにすること。

(一般的な原因と対策を示したものであり、実例において不十分、不適當なところがあったと断じるものではありません。)

◆安全衛生の窓◆

9月1日から30日までの期間は、全国労働衛生週間の準備期間であり、STOP！熱中症クールワークキャンペーンの期間中でもあり、職場の健康診断実施強化月間でもあります。

令和8年度の全国労働衛生週間では「職場における熱中症防止のためのガイドライン」を参考に熱中症予防対策の推進を図ることを実施事項として掲げています。

同ガイドラインでは「熱中症リスクに応じた措置」の一つとして、健康診断結果に基づく対応をとることが重要であるとしています。

これは、法定の健康診断の健診項目に熱中症の発症に影響を与えるおそれのある疾病（糖尿病、高血圧症、心疾患、腎不全等）と密接な関係がある血糖検査、尿検査、血圧の測定、既往歴の調査が含まれているためです（異常の所見があった場合は医師に意見を聴取することが必要です）。

9月は全国労働衛生週間、職場の健康診断実施強化月間、また熱中症対策の取組として、健康診断の実施状況の確認から始めてみてはいかがでしょうか。